

再意見書

平成21年3月17日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 KDDI株式会社

代表取締役社長兼会長 おの でら ただし 小野寺 正

メールアドレス

第一種指定電気通信設備接続会計規則及び接続料規則の一部改正等に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

該当部分	当社再意見
<p>東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(以下、NTT 東日本及びNTT 西日本を「NTT 東西」という。)の次世代ネットワーク(以下、NTT 東西殿の次世代ネットワークを「NTT-NGN」という。)については、今後様々な設備・サービス等の追加がなされると想定されます。従って、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」報告書に関する意見及びその考え方(以下、「報告書意見に対する考え方」という。)の考え方 12 にあるとおり、接続事業者の要望や今後のサービスの展開状況等を踏まえ、第一種指定電気通信設備接続会計規則における設備区分等の追加は本事案にとどまらず、適時適切になされる必要があると考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル P.1】</p>	<p>左記意見に賛同いたします。</p> <p>NGNは発展段階にあり、技術の進展等に伴ってアンバンドル機能の追加や接続料の設定単位の見直しが必要となる可能性があるため、今後も適時・適切に対応する必要があると考えます。</p>
<p>「報告書意見に対する考え方」の考え方 20 においては、「ひかり電話のコストについては、NTT東西の利用部門のみが負担するコスト(未アンバンドル機能分)と接続事業者も負担するコスト(アンバンドル機能分)に分かれるが、両者のコスト分計が適正に行われないと、公正競争上問題が生じることから、NTT東西においては、接続料の認可申請の際には、他事業者の検証容易性にも留意して算定根拠を明らかにすることが必要である」と示されています。この点を踏まえ、「他事業者の検証容易性」確保のため、より実効的な措置とすべく、当該コストの分計に加え、これらの単位当たり接続料(未アンバンドル機能については振替網手数料相当)を算出の上比較する等により、NTT 東西殿と競争事業者間で公正な競争条件が確保されているか否かといった追加的な検証を実施すべきと考えます。</p> <p>また、今回のコストの分計は、公正競争上の懸念を解消するための手段のひとつである以上、今回の整理が許容されたのを理由に更なるアンバンドルが妨げられることは認められないものと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク</p>	<p>左記意見に賛同いたします。</p> <p>「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について」報告書案に対する当社意見書でも申し上げたとおり、現状「未アンバンドル機能」と整理されているNGNのひかり電話に係る機能についても、NTT東・西の利用部門に対する提供条件に関する会計の透明性を高めることによって、PSTNや接続料原価に算入されるひかり電話等との間でコスト比較を可能とし、公正な競争条件が確保されているか検証することが必要です。そのため、ソフトバンクが提案している単位あたりの接続料を比較する方法を含め、より精緻な検証を行うために必要な措置について、引き続き検討を行うべきと考えます。</p>

<p>モバイル P.1～2】</p>	
<p>今回のガイドラインの改正において、スタックテストの対象に「フレッツ光ネクスト」「ひかり電話」「ビジネスイーサワイド」の3区分を追加し、その接続料水準について検証を行うことは適切と考えます。</p> <p>「また、検証区分については、需要等市場環境の変化に伴い、今後新規サービスのみならず旧来のネットワークに係るサービスもスタックテストの対象として追加が必要となる可能性があることから、適宜検証範囲の見直しを行う必要があると考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル P.2】</p>	<p>左記意見に賛同いたします。</p> <p>スタックテストは、接続料の適正性の検証を可能とし、公正競争条件の確保につながる重要なルールであると認識しており、NTT東・西はガイドラインで示されたスケジュールに則って確実にスタックテストを実施すべきです。</p> <p>また、市場環境の変化等にあわせて、今後も適宜検証範囲の見直しを行う必要があると考えます。</p>

以上